

第3子以降保育料無償化助成金の申請手続き

届出保育施設及び企業主導型保育事業所を利用されている第3子以降のお子さまの保育料無償化助成金については、償還払い方式（保護者が一旦利用料を支払い、後日請求により払い戻しを受けるもの）となります。助成を受けるためには、八女市子育て支援課に申請が必要です。以下をご確認いただき、関係書類のご提出をお願いします。

1. 申請に必要な書類

- ・第3子以降保育料無償化助成金交付申請書兼請求書
- ・保育の必要性を証明する書類
 - ▷ 保育の必要性に変更がない限り、各年度当初の申請時に提出されているもので可とします。
- ・保育料の領収証等（写し）

2. 申請時期

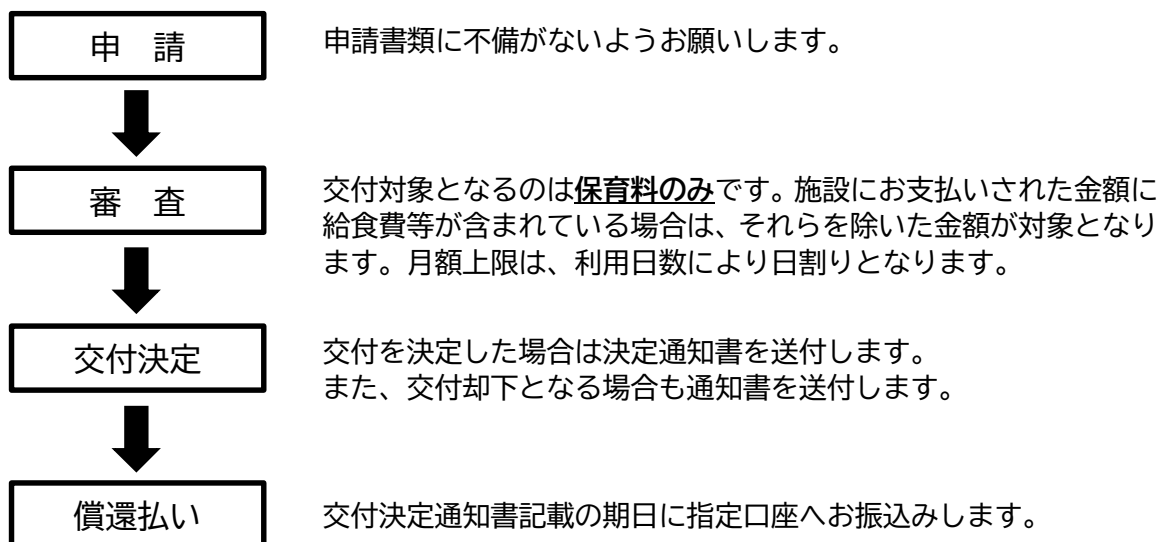
3期に分けて申請してください。また、第3期については3月分の利用料を支払われた後、速やかに申請していただくようお願いします。

期別	利用月	申請締切
第1期	4～7月	8月10日
第2期	8～11月	12月10日
第3期	12～3月	4月10日

※申請締切日が土日祝日の場合は前開庁日となります。

※4月10日が最終申請期限となりますので、申請漏れとならないようご注意ください。

3. 交付決定までの流れ



【 問い合わせ先 】 八女市役所 子育て支援課 こども保育係
☎0943-23-1351